

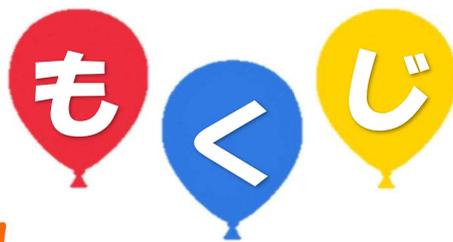
おおよど

子育て

ガイドブック



大淀町マスコットキャラクター
よどいちゃん



★子育てカレンダー……………P. 1

★予防接種スケジュール……………P. 2

1. 妊娠がわかったら P. 3

- ・母子健康手帳の交付・妊婦健康診査補助券の交付
- ・妊婦の歯周疾患検診
- ・妊娠判定検診受診料補助
- ・妊婦家庭訪問
- ・マタニティクラス
- ・産前・産後のセルフケア教室
- ・妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
- ・奈良県性と健康の相談センター「ならはぐ」のご案内

2. 赤ちゃんが産まれたら P. 7

- ・出生届
- ・出産育児一時金
- ・国民健康保険税の免除
- ・国民年金保険料の免除
- ・児童手当
- ・子ども医療費助成
- ・新生児聴覚検査
- ・産婦健康診査
- ・1か月児健康診査
- ・産後ケア
- ・新生児訪問
- ・こんにちは赤ちゃん訪問
- ・未熟児養育医療
- ・ならりトルベビーハンドブック

3. 子どもの健康・教室 P. 13

- ・予防接種
- ・乳幼児健康診査
- ・離乳食レッスン
- ・モグモグ離乳食講座

4. 保育所(園)・認定こども園 P. 15

- ・保育所(園)・認定こども園

5. 相談したいときは P. 17

- ・すくすく相談
- ・助産師相談
- ・すこやか発達相談
- ・子育て相談
- ・子ども教育相談(教育委員会)
- ・児童虐待相談窓口

6. 子育てサポート P. 19

- ・一時預かり保育
- ・子育て短期支援
- ・なら子育て応援団

7. ひとり親家庭のために P. 21

- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭等医療費助成

8. 障がいをもつ子どものために P. 22

- ・特別児童扶養手当
- ・心身障害者医療費助成
- ・自立支援医療(育成医療)
- ・自立支援医療(精神通院医療)
- ・障がい児通所支援
- ・発達支援室「カラフル」
- ・身体障害者手帳の交付
- ・療育手帳の交付
- ・補装具
- ・日常生活用具
- ・発達障がいサポートブック「リンクぷらす」

9. けが・病気のときは P. 24

- ・子ども医療費助成
- ・病後児保育室「にじ」
- ・小児救急医療電話相談「#8000」
- ・休日夜間応急診療所
- ・在宅当番医制実施地区

あそぼう P. 26

- ・地域子育て支援センター「めばえ」
- ・町立児童センター



子育てカレンダー《妊娠～小学校就学前》



	妊娠	出産～1か月	2か月～5か月	6か月～1歳	1歳～3歳	3歳～小学校就学前
届出 費用の助成	P. 3 母子健康手帳の交付					
	P. 3 妊婦健康診査補助券の交付					
	P. 3 妊娠判定検診受診料補助					
	P. 5 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業					
健康診査 予防接種	P. 3 妊婦の歯周疾患検診					
		P. 7 出産育児一時金				
		P. 7 出生届				
		P. 8 児童手当／P. 8 子ども医療費助成				
子育て相談・教室	P. 3 妊婦の歯周疾患検診	P. 9 新生児聴覚検査				
		P. 9 産婦健康診査		P. 2、P. 13 予防接種		
		P. 9 1か月児健康診査			P. 13 乳幼児健康診査（対象：3～4か月・9～10か月・1歳6か月・3歳6か月）	
	P. 4 マタニティクラス	P. 10～11 産後ケア				
	P. 4 産前・産後のセルフケア教室					
	P. 3 妊婦家庭訪問	P. 12 新生児家庭訪問	P. 12 こんにちは赤ちゃん訪問			
あそびの場 子どもを預ける		P. 17 助産師相談				
				P. 17 すくすく相談／P. 17 子育て相談		
				P. 14 離乳食レッスン／P. 14 モグモグ離乳食講座		
					P. 17 すこやか発達相談	
					P. 26 地域子育て支援センター「めばえ」	
					P. 19 一時預かり保育	
					P. 20 子育て短期支援	
					P. 15～16 保育所(園)・認定こども園	

1. 妊娠がわかったら

母子健康手帳の交付

問い合わせ:保健センター ☎0747-52-9403

妊婦健康診査補助券の交付

妊娠がわかったら、保健センターへ届出をしてください。母子健康手帳と妊婦健康診査補助券を交付します。おなかの中の赤ちゃんとお母さん自身のために、必ず妊婦健康診査は受けるようにしてください。

◆届出時に必要なもの

- ・妊婦のマイナンバーがわかるもの
- ・医療機関の「妊娠証明書」があれば、一緒に提出してください。

◆補助額

妊婦健康診査に支払った費用のうち14回、11万円を上限とします。

妊婦の歯周疾患検診

問い合わせ:保健センター ☎0747-52-9403

母子健康手帳交付時に歯周疾患検診（妊婦）受診票をお渡しします。妊娠中はつわりのため歯みがきが十分にできなったり、ホルモンバランスの変化による影響で歯や歯茎にトラブルが起こりやすい時期です。歯周疾患検診を受診して、お口の中も健康に過ごせるようにしましょう。

◆受診時期

受診票発行から出産するまでの妊娠中（妊娠16週～27週の安定期をおすすめします）

◆検診実施場所

大淀町内の指定歯科医院

◆料金

500円

妊娠判定検診受診料補助

問い合わせ:保健センター ☎0747-52-9403

妊娠判定のための検診受診料を補助します。医療機関を受診する前に保健センターへ申請し、受診券の交付を受けてください。

◆対象者

- ・生活保護世帯の方
- ・町民税非課税世帯に属する方

※他市町村からの転入等により当町で課税状況の把握ができない場合は、課税状況を記載した証明書の提出が必要です。

◆補助の内容

妊娠判定に要する診察や尿検査・必要に応じ超音波検査の費用

◆補助の基準額

- ・1回につき7,000円を上限とします。
- ・1年度（4月1日～翌年3月31日）に2回まで

妊婦家庭訪問

問い合わせ:保健センター ☎0747-52-9403

妊婦さんの家庭へ訪問し、妊娠中の生活や出産についてなどの相談を受けます。

◆訪問するのは

助産師、保健師など

マタニティクラス

問い合わせ:保健センター ☎0747-52-9403

2回1コースで実施します。1回目はこれから始まる育児に向けて少しずつ準備ができるよう、妊娠中や赤ちゃんとの生活についてのお話やお風呂入れ体験をします。2回目はゆるりヨガと参加者の方や助産師、保健師と楽しくお話をします。

◆日時

広報「おおよど」や町ホームページでお知らせします。

◆場所

保健センター（母子すくすくセンター）

◆対象者

妊娠5か月以上の妊婦さん、ご家族の方（1回目のみ）

産前・産後セルフケア教室

問い合わせ:保健センター ☎0747-52-9403

妊娠中、産後のお母さんのための教室です。産前産後のからだのトラブル緩和やリフレッシュのためのセルフケア方法を助産師がお伝えします。

◆日時

広報「おおよど」や町ホームページでお知らせします。

◆場所

保健センター（母子すくすくセンター）

◆対象者

妊娠5か月以上の妊婦さん、子育て中の方

母子手帳アプリの紹介



スマートフォン・タブレット端末・PCに対応したサービスで、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理などができます。

母子モの主な機能

- 妊娠中の体調・体重記録（グラフ化）
- 胎児や子どもの成長記録（グラフ化）
- 予防接種：標準接種日の自動表示、接種予定・実績管理、受け忘れ防止アラート
- 健診情報：妊婦や子どもの健康診断データを記録
- 出産・育児に関する基礎情報
- 子どもの成長を、写真と一緒に記録
- 子どもの成長記録や健康データを、家族のスマートフォンなどと共有
- SNSのIDやメールアドレスを登録してデータのバックアップ



◆妊婦のための支援給付

妊婦を対象に妊娠による心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることを目的として、産前産後の期間に妊婦に対して5万円、妊娠している子どもの数に応じて5万円を給付します。

◆妊婦等包括相談支援事業

出産や育児の見通しを立てるために、助産師・保健師等と一緒に子育てガイドを確認しながら面談を行い、必要なサービスなどを利用しながら安心して育児ができるよう支援します。

また、妊婦のための支援給付の対象者に実施するアンケートをお送りいただいた方で、「相談を希望する」とご回答いただいた方には助産師・保健師等からご連絡させていただきます。なお、相談を希望しない方でもアンケートの内容等についてご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。



妊婦のための支援給付 ※申請日時時点で大淀町民であることが給付要件です。

① 妊娠給付認定申請

給付内容：妊娠給付認定後、妊婦1人につき5万円

対象者：妊娠届を提出した妊婦で、妊娠届出時に保健師と面談された方

申請期限：医療機関で胎児心拍が確認された日（受診日）から2年間

② 胎児の数の届出

給付内容：胎児の数×5万円

対象者：妊娠給付認定を受けた方

申請期限：出産予定日の8週間前の日から2年間

【妊娠給付認定申請の際に必要なもの】

- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等のうち1点）の写し
※ 氏名、住所、生年月日のわかるもの
- 給付金の振込先の金融口座がわかるもの（通帳やキャッシュカード）の写し
※ 金融機関名、支店名、名義人（カナ）、口座番号がわかるもの
※ 妊婦本人からの申請が必要です。給付金は妊婦本人名義の口座への振り込みとなります。

注意事項

○同一の妊娠による給付について、複数の市町村で二重に受け取ることはできません。

○妊娠届を提出した後、妊娠が継続しなかった方や、ご事情により人工妊娠中絶された方も給付の対象となる場合があります。

奈良県 性と健康の相談センター「ならはぐ」のご案内

問い合わせ：奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課

奈良県では、不妊だけでなく、性と健康に関する専門的な相談支援ができる奈良県性と健康の相談センター「ならはぐ」が開設されました。

妊娠・出産、不妊のほかにも、自分の健康に関すること、更年期やパートナー間コミュニケーションなど、性と健康に関する様々な相談が可能です。

◆「ならはぐ」の相談方法

テキスト相談と、オンライン面談による相談があります。

詳しくは奈良県ホームページで確認してください。



●テキストメッセージによる相談

相談方法：LINE もしくはメールアドレスによるテキスト相談

相談受付：24 時間（回答は 3 営業日以内）

※土日祝・盆休み・年末年始を除く

●オンライン面談による通話相談

相談方法：Zoom によるオンライン通話相談（1 枠 20 分）

相談受付：事前予約制



2. 赤ちゃんが産まれたら

出生届

問い合わせ：人権住民保険課 ☎0747-52-5538

赤ちゃんが生まれた日から**14日以内**に出生届を出しましょう。

◆届け出る場所

父母の本籍地か所在地（住所地）、出生地のうち、いずれかの市役所・区役所または町村役場

◆届け出る人

父または母

※父または母の届出ができないときは、同居者、出産立会者（医師、助産師又はその他の者）の順序に従い、届出ができます。

◆届出時に必要なもの

- ・届書 1通
- ・出生証明書（届書についていますので、医師・助産師の証明をもらってください）
- ・母子健康手帳

出産育児一時金

問い合わせ：大淀町国民健康保険に加入されている方 人権住民保険課 ☎0747-52-5528

※その他の医療保険に加入されている方は、加入している医療保険者へ問い合わせてください。

出産にかかる費用の一部（原則50万円）が支給されます。健康保険または国民健康保険の保険者から支払われますので、該当する保険者に問い合わせてください。家族の扶養になっている方も対象です。

出産育児一時金の直接支払制度

出産する医療機関で手続きをすれば、保険者から医療機関に直接、出産育児一時金が支払われます。出産にかかった費用から出産育児一時金を差し引いた差額分を支払う、または受け取ることができます。出産する医療機関が直接支払制度に対応しているかどうかは、医療機関に問い合わせてください。

国民健康保険税の免除

問い合わせ：人権住民保険課 ☎0747-52-5528

令和6年1月より、出産予定または出産された被保険者にかかる国民健康保険税の一部（所得割額および均等割額）が一定期間免除される制度が新設されました。免除を受けるには届出書の提出が必要です。

国民年金保険料の免除

問い合わせ：人権住民保険課 ☎0747-52-5538

産前産後期間の免除制度は、「保険料を免除された期間」も保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

児童手当

問い合わせ：健康こども課 ☎0747-52-5523

18歳になる年度の3月までのお子さんを養育している方に児童手当が支給されます。

◆支給額

対象年齢	手当月額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳～18歳になる年度の3月まで（第1子・第2子）	10,000円
第3子以降は18歳になる年度の3月まで	30,000円

※18歳になる年度の3月をすぎて、22歳になる年度の3月までの子どもを養育している場合は別途書類の提出が必要です。

子ども医療費助成

問い合わせ：人権住民保険課 ☎0747-52-5528

医療保険に加入している高校卒業までのお子さんを対象に、通院・入院にかかった医療費のうち、一部負担金を除いた額が助成されます。

◆一部負担金の額（所得制限なし）

通院	未就学児	1つの医療機関（1レセプト）につき、月500円
	小中学生 高校生	1つの医療機関（1レセプト）につき、月1,000円
院外処方（薬局）	一部負担金なし（全額助成）	
入院	1つの医療機関（1レセプト）につき、月1,000円 （2週間未満の入院は、月500円）	

※保険適用外の費用、入院時の食事負担などは助成の対象外となります。

◆助成方法

県内医療機関	未就学児、 小中学生、高校生	現物給付	受給資格証を提示し、医療費の一部負担金のみお支払いください。
県外医療機関			健康保険証等（保険資格情報がわかるもの）を提示し、医療費の自己負担額を支払います。その領収書を持って、人権住民保険課の窓口で助成金の請求をしてください。助成金は後日、事前に登録している口座に振り込まれます。

新生児聴覚検査

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

赤ちゃんが産まれてから、退院までの間に耳の聞こえの検査を出産された病院等で行なっています。県内で出産された方は、妊婦健康診査補助券の冊子に綴じている「新生児聴覚検査受診券」を使用し、受診できます。また、県外で出産された方は検査にかかった費用を還付します。

検査の方法	還付金額
自動 ABR	上限 4,000 円
OAE	上限 1,500 円

※上限金額よりも検査にかかった費用が少なければ、少ない方の金額を還付します。

※出生されたお子さんと、長期入院等で新生児聴覚検査が保険適用になった場合は対象外となります。

新生児聴覚検査の必要性

先天性難聴は 1,000 人に 1~2 人に出現すると言われ、難聴があることに気付かずにいると、ことばの発達が遅れたり、コミュニケーションがとりにくいなどの支障が起きます。

早く見つけて適切な支援をすることで、お子さんのことばの発達を助けることができます。

※町外に転出した場合は大淀町発行の受診券が使用できなくなります。転出後の補助の有無については転出先の自治体へお問い合わせください。

産婦健康診査

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

産後のお母さんの心身の健康状態の確認をするため、医療機関にて産婦健康診査を受けます。

産婦健康診査にかかった費用の一部を町が負担します。(令和6年4月1日以降に産婦健診を受診された方が対象です)

県内で出産された方は、妊婦健康診査補助券の冊子に綴じている「産婦健康診査受診券」を使用し、受診できます。また、県外で出産された方は検査にかかった費用を一部還付します。

※1 回の出産につき、受診回数 2 回 (2 週間健診と 1 か月健診の 2 回) まで。

※1 回の健診につき、上限 5,000 円を町が負担します。

※町外に転出した場合は大淀町発行の受診券が使用できなくなります。転出後の補助の有無については転出先の自治体へお問い合わせください。

1 か月児健康診査

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

お子さんの発育や発達の確認、病気の早期発見・治療に繋げるための健康診査です。生後 28 日~41 日までの間に産まれた医療機関等にて健康診査を受けます。1 か月児健康診査にかかった費用の一部を町が負担します。(令和7年4月1日以降に受診された児が対象です)

県内で出産された方は、妊婦健康診査補助券の冊子に綴じている「1 か月児健康診査受診券」を使用し、受診できます。また、県外で出産された方は健診にかかった費用を一部還付します。

※上限 6,000 円を町が負担します。

※上限金額よりも検査にかかった費用が少なければ、少ない方の金額を還付します。

※町外に転出した場合は大淀町発行の受診券が使用できなくなります。転出後の補助の有無については転出先の自治体へお問い合わせください。

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

5 ページをご覧ください。

産後ケア

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

産後ケアでは出産後、「授乳や乳房ケアの相談、赤ちゃんのお世話の仕方を相談したい」「近くに家事や育児を手伝ってくれる人がいない」「毎日の育児でなかなか休養できず体調がよくない」など、お母さんの育児不安の軽減や休息がとれるようサポートします。「頑張らないと」と一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

♡訪問での相談・乳房ケア

保健センターから、助産師・保健師が2時間程度家庭を訪問し、赤ちゃんの相談や授乳相談・乳房ケアを受けることができます。相談のみの場合は無料です。

対象：産後1年未満のママとお子さん

♡家庭での家事援助

家庭に事業所のヘルパーが訪問し、2時間程度家事の援助を受けることができます。

対象：産後1年未満のママ

♡産院でのショートステイ

ショートステイでは赤ちゃんと一緒に宿泊し、育児の相談や母の休息のための利用ができます。

♡産院・施設でのデイサービス

デイサービスでは、日帰りで育児や授乳の相談、休息などができます。

※デイサービスの利用時間は、各施設で異なります。



ショートステイ・デイサービス実施協力施設

施設名	所在地	赤ちゃんの 対象年齢	支援サービス	
			ショートステイ	デイサービス
奥村マタニティ クリニック	和歌山県橋本市東家 4-18-13 ☎0736-32-0072	生後3か月 未満	○	○
産前産後ケアハウス maman	奈良県吉野郡大淀町 福神 2-78 ☎0747-54-5056	生後1年 未満	—	○



利用者負担金

事業区分	世帯区分	利用者負担金		多胎加算 (一人あたり)	上限回数
乳房ケア	課税世帯	1,000円		なし	5回
	非課税世帯 生活保護世帯	500円		なし	
家事援助	課税世帯	600円		なし	6回
	非課税世帯 生活保護世帯	300円		なし	
ショートステイ型	課税世帯	1泊	3,000円	1,500円	6回
	非課税世帯 生活保護世帯	2日	1,500円	750円	
デイサービス型	課税世帯	2時間	500円	250円	10回
	非課税世帯 生活保護世帯		250円	125円	



申請から利用までの流れ

① ご利用申請

「利用申請書」を記入し、保健センターへ提出してください。受付の際に現在の母子の様子や希望のケア内容等をお伺いします。

【持ち物】母子健康手帳

② ご利用決定

ご利用の可否の審査があります。可否の結果については、通知書がお手元に届きます。

③ ご利用

決定後、ご希望されたサービスをご利用いただけます。ご利用日時の調整については、保健センターで行います。

新生児家庭訪問

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

赤ちゃんが生まれた家庭に訪問し、身体計測や予防接種の説明をします。赤ちゃんの成長や生活などについて相談を受けます。

◆訪問するのは

保健師・助産師など

こんにちは赤ちゃん訪問

問い合わせ：子育てサポートセンター

☎0747-52-6801

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を訪問し、子育ての様子をお聞きしたり子育てに役立つ情報をお届けします。

◆訪問するのは

子育てサポートセンターのスタッフ

地域の民生委員・児童委員

未熟児養育医療

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

出生体重が2,000g以下や呼吸器・循環器・消化器などに異常があるなど、身体の発育が未熟なまま出生した乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合にその医療費（保険診療分）の一部を公費負担する制度です。

ならリトルベビーハンドブック

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

「ならリトルベビーハンドブック」は、小さく生まれたお子さんにご家族のための手帳です。小さく生まれた赤ちゃんのご家族が成長を記録していく母子健康手帳の補完的冊子として作成されました。

◆配布対象

1. 出生体重が1,500g未満の場合
2. 1以外の低出生体重児でサポートが必要な場合 となります。

※上記の方以外で配布を希望される場合は、奈良県のホームページからダウンロードして使用することができます。

◆配布場所

- ・主に、奈良県立医科大学付属病院、奈良県総合医療センターのNICU病棟で配布をしています。
- ※対象者のうち、病院以外での配布については町保健センターまでご連絡ください。



3. 子どもの健康・教室

予防接種

問い合わせ：保健センター ☎0747-52-9403

子どもは成長するまでにたくさんの病気にかかります。なかにはかかると重い症状が現れたり、後遺症が心配なものもあります。予防接種を受けることで、その病気に対する免疫をつくり、病気の発症や重症化を防ぐことができます。

また、多くの人が予防接種を受けることは、社会全体での病気の流行を阻止することにもつながります。予防接種の接種時期は、2ページの予防接種スケジュールを参考にしてください。

◆大淀町での予防接種の受け方

①対象のお子さんには、予防接種予診票をお渡しします。

予診票は保健センターから訪問時にお渡しするか、郵送でお届けします。

②直接、希望する医療機関に日時を予約してください。

③接種当日、予診票と母子健康手帳をお忘れなく医療機関に持って行ってください。

※大淀町外の医療機関で接種する場合は承認証が必要になります。保健センターにお問い合わせください。

乳幼児健康診査

問い合わせ：保健センター ☎0747-52-9403

お子さんの成長発達を確認するため、成長の節目になる時期(4か月・10か月・1歳6か月・3歳6か月)に健康診査を行います。対象のお子さんには、実施日の約1週間前までに個別通知します。

3～4か月児健康診査	診察、身体計測、問診、保健相談、歯科相談、栄養相談、離乳食レッスン
9～10か月児健康診査	診察、身体計測、問診、保健相談、歯科相談、栄養相談
1歳6か月児健康診査	小児科医診察、歯科医診察、身体測定、問診、歯科指導、保健相談、栄養相談
3歳6か月児健康診査	小児科医診察、歯科医診察、身体測定、問診、歯科指導、保健相談、栄養相談 尿検査、(家での検査の結果、必要なお子さんのみ視力・聴力検査)

離乳食レッスン

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

離乳食初期（1回食）の進め方を一緒に確認しましょう。

◆日時

3～4か月児健診と同日実施です。

◆場所

保健センター（母子すくすくセンター）

◆内容

- ・離乳食のお話

モグモグ離乳食講座

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

生後7～8か月頃のお子さんを対象に2回食離乳食講座を実施します。対象のお子さんには、実施日の約1週間前までに個別通知します。

◆日時

広報「おおよど」やホームページでお知らせします。

◆場所

保健センター（母子すくすくセンター）

◆内容

- ・離乳食講座
- ・身体測定
- ・保健師、栄養士による健康や育児、食事についての相談

産前・産後のセルフケア教室

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

4ページをご覧ください。

4. 保育所(園)・認定こども園

保育所(園)

問い合わせ:健康こども課 ☎0747-52-5523

就労などのため保育を必要とする保護者に代わって、0歳児から小学校就学前のお子さんを保育する施設です。

認定こども園

問い合わせ:健康こども課 ☎0747-52-5523

保育所と幼稚園の機能をあわせ持った一体型施設として幼稚園児と保育園児と一緒に生活を行う施設です。

◆申請手続き

保育所(園)・認定こども園の利用を希望される方・・・健康こども課へ「支給認定」申請と利用申込みの手続きを行ってください。

◆支給認定

「子ども・子育て支援新制度」において、小学校就学前のお子さんが保育所(園)・認定こども園で教育や保育を受ける際に必要な認定のことをいいます。

支給認定区分	対象者	利用先
1号認定(教育標準時間認定)	満3歳以上のお子さん	認定こども園
2号認定(満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望される場合	保育所(園)・認定こども園
3号認定(満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所(園)等での保育を希望される場合	保育所(園)・認定こども園

※保育が必要な事由とは・・・就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障害・同居親族の介護、災害復旧・求職活動など



町内の認定こども園一覧

施設名	住所	電話番号	支給認定			入園・入所年齢	保育時間（延長保育を含む）	
			1号	2号	3号		平日	土曜日
① 町立認定こども園みくる（保育所型認定こども園）	下淵 353-1	0747-58-8200		★	★	生後6ヶ月～5歳	(1号) 午前8時30分～午後2時00分 ※預かり保育 午後2時00分～午後4時30分 (2・3号) 午前7時30分～午後7時00分	午前7時30分 ～ 午後4時30分
			★			3歳～5歳		
② 社会福祉法人延明福祉会 幼保連携型認定こども園 延明保育園	桧垣本 1833-1	0747-52-0388		★	★	生後6ヶ月～5歳	午前7時～午後7時	午前7時00分 ～ 午後4時30分
			★			3歳～5歳		
③ 社会福祉法人延明福祉会 幼保連携型認定こども園 花吉野えんめい保育園	福神 1-122	0747-54-5056		★	★	生後6ヶ月～5歳	午前7時～午後8時	午前7時00分 ～ 午後5時30分
			★			3歳～5歳		
④ 学校法人修栄会 認定こども園きたの学園	北野 23-8	0746-32-1870		★	★	生後57日～5歳	午前7時～午後8時	午前7時00分 ～ 午後5時30分
			★			3歳～5歳		



5. 相談したいときは

すくすく相談

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

お子さんの発育を確認したいとき、子育てについて相談したいときなど、お気軽に利用してください。

◆日時

日程は、広報「おおよど」やホームページでお知らせします。

午前9時30分から午前11時

◆場所

保健センター（母子すくすくセンター）

◆内容

- 身体測定
- 保健師、栄養士による健康や育児、食事についての相談

助産師相談

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

妊娠中や産後の悩み、授乳のことなどについて助産師が相談に応じます。

お電話等でお気軽にご相談ください。

すこやか発達相談

問い合わせ：保健センター

☎0747-52-9403

ことばの発達がゆっくり、落ち着きがない、子ども同士の関わりがうまくできない・・・など心の発達で気になることや悩みがあるお子さんと保護者の人を対象に、心理相談員等が個別相談をします。

◆対象

小学校就学前までのお子さんと保護者の方

◆内容

心理相談員・保健師による個別相談

◆日時

日時は予約制となります。1回の相談時間は約1時間～1時間半を予定しています。

詳しくは問い合わせてください。

子育て相談

問い合わせ：子育てサポートセンター ☎0747-52-6801

お子さんについて心配なことや大変なこと、ご家庭の問題など子育てに関する様々な悩みや心配ごとについて相談に応じます。ひとりで抱え込まず、どんなことでもお気軽に相談してください。

子ども教育相談

問い合わせ：大淀町教育支援センター ☎0746-34-5016
教育委員会(学務課) ☎0747-52-1522

専門的な知識を持つスクールカウンセラーが、お子さん自身の悩みや保護者の方の子育てに関する不安等を一緒に考え、カウンセリングを行います。

◆対象

小学生・中学生（保護者が付き添ってください）
小学生・中学生の保護者の方

◆内容

スクールカウンセラー（臨床心理士等）による相談
※スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）による相談も行っています。

◆場所

大淀町教育支援センター（大淀町中増61-2）

◆日時

火・木（祝日除く）の午前9時30分～午後3時30分
予約制となります。

児童虐待相談窓口

問い合わせ：子育てサポートセンター
☎0747-52-6801

身の回りやご近所で「児童虐待では？」と思うことがあれば、ためらわず子育てサポートセンターに相談してください。情報提供者の秘密は厳守します。



6. 子育てサポート

一時預かり保育 問い合わせ：各こども（園）・健康こども課 ☎0747-52-5523

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所（園）で一時的に預かります。

◆利用の条件

- ①保護者の労働・職業訓練・就学等により家庭における保育が断続的に困難な場合
利用期間・・・週3日
- ②保護者の傷病・災害・事故・出産・看護または冠婚葬祭等やむを得ない事由により緊急または一時的な場合
利用期間・・・1か月程度
- ③保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための場合
利用期間・・・週3日

◆対象児

生後6か月以上の就学前児童（保育所等の入所対象児童は除きます）

◆申請手続き

健康こども課または各こども園にある「利用申請書」を健康こども課に提出してください。
後日、利用が認められましたら「利用決定通知書」を保護者宛に送ります。

※持ち物等の確認のため、初めて利用される場合は、保育所訪問をしてください。

利用を希望される日に行事等がありますと利用できない時があります。また、定員の空きがあるか、各保育所（園）または健康こども課に問い合わせてください。

※花吉野えんめい保育園の一時預かりについては、直接園に問い合わせてください。

◆町内の一時預かり保育施設

施設名	住所	電話番号	利用日時	利用料金
町立認定こども園みくる (保育所型認定こども園)	下泷 353-1	0747-58-8200	月～金曜日 8:30～16:30	日額 1,300 円 半日 650 円
社会福祉法人延明福祉会 認定こども園花吉野えん めい保育園	福神 1-122	0747-54-5056	月～金曜日 8:30～16:30 土曜日 8:30～16:00	0歳～2歳 日額 2,500 円 半日 1,500 円 3歳～5歳 日額 2,000 円 半日 1,000 円

※昼食・おやつ代は別途必要になります。

※日曜日・祝日・年末年始はお休みになります。



子育て短期支援

問い合わせ：子育てサポートセンター ☎0747-52-6801

お子さんの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設を利用することができます。
ご利用の際は、事前登録が必要になりますので、子育てサポートセンターまでお問合せください。

	対 象	内 容
ショートステイ事業	保護者が疾病等により、一時的に家庭での養育が困難になった児童	一時保護による養育支援 原則として7日以内
トワイライトステイ事業	保護者が仕事等により、帰宅時間が遅くなるため生活指導に困難を生じている児童	夜間養護・休日預かり・宿泊預かりによる生活指導や食事の提供

※施設の定員やお子さんの健康状態等により、受け入れ困難な場合があります。

◆利用施設

法人名	施設名	住 所	電話番号
社会福祉法人 飛鳥学院	児童養護施設 飛鳥学院	桜井市谷 480	0744-42-2831
社会福祉法人 いかるが園	いかるが乳児院	生駒郡斑鳩町法隆寺 2-12-8	0745-74-2153
社会福祉法人 嚶鳴学院	児童養護施設 嚶鳴学院	五條市島野町 745	0747-22-7115
社会福祉法人 天理	児童養護施設 天理養徳院	天理市別所 715-3	0743-62-0371
	ファミリーホームここはれ	北葛城郡上牧町片岡 台1丁目 10-13	0745-27-6961
	松舟ファミリーホーム	大和郡山市城町 1556-5	0743-52-7554

なら子育て応援団

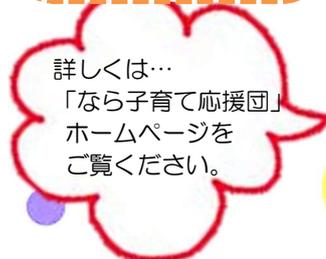
なら子育て応援団は、奈良県が実施する子育て支援の取組の1つで、県、市町村、企業・店舗等が協働して取り組んでいます。

◆利用対象者

妊婦・18歳未満のお子さんがいる家庭

◆サービス提供内容例

- ・割引
- ・ポイント2倍
- ・粗品プレゼント
- ・授乳室やキッズルーム設置
- ・ミルクのお湯提供・・・などなど



7. ひとり親家庭のために

児童扶養手当

問い合わせ:健康こども課 0747-52-5523

父母の離婚や死別などで父または母と生計を同じくしていない児童を養育する者に支給される手当です。

ひとり親家庭等医療費助成

問い合わせ:人権住民保険課 0747-52-5528

ひとり親家庭の父または母と18歳未満の児童、父母のいない18歳未満の児童などを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。



8. 障がいをもつ子どものために

特別児童扶養手当

問い合わせ:健康こども課 ☎0747-52-5523

20歳未満で政令に定める程度の障害をもったお子さんを監護している父母に支給される手当です。

心身障害者医療費助成

問い合わせ:人権住民保険課 ☎0747-52-5528

身体障害者手帳1・2・3級又は奈良県発行の療育手帳A1・A2の交付を受けている人を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。

自立支援医療(育成医療)

問い合わせ:福祉介護課 ☎0747-52-5513

将来、障がいを残すと認められる疾患があるお子さんが、手術などの治療をすることで機能の回復が見込まれる場合に医療費の一部支給を行います。

◆障がいの種類

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他内臓機能障害、免疫機能障害

自立支援医療(精神通院医療)

問い合わせ:福祉介護課 ☎0747-52-5513

精神に障がいのある人に対して、指定自立支援医療機関において生活能力を得るために必要な医療費の一部支給を行います。

障がい児通所支援

問い合わせ:福祉介護課 ☎0747-52-5513

心身に障がいや発達に遅れを持つお子さんに対して、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行う支援です。

児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に、児童発達支援および治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な重度の障がい児に対し居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

発達支援室「カラフル」

問い合わせ:未来樹内・発達支援室「カラフル」

☎0747-58-8223

幼児・児童で支援を必要とするお子さんが通う施設です。指導員との1対1での関わりの中、様々な遊びを通して感覚統合を行います。

入室にあたり、医療機関等からの診断書が必要です。

また、保護者の方にお子さんの日常の関わりについて、就学についてなどの相談を行います。

◆対象

- ・1歳以上で未就学の幼児

障害者手帳の交付

問い合わせ:福祉介護課 ☎0747-52-5513

障がいのある人が障がいの種別や程度に応じて、さまざまな公的援護などを受けるために必要な手帳です。

◆手帳の種類

身体障害者手帳…身体障がいのある人に交付されます。障がいの程度により1～6級に区分されます。

療育手帳…知的障がいのある人に交付されます。障がいの程度によりA1・A2・B1・B2に区分されます。

精神障害者保健福祉手帳…精神障がいの状態にある人に交付されます。障がいの程度により1～3級に区分されます。

補装具

問い合わせ:福祉介護課 ☎0747-52-5513

障がいのある人が日常生活を送るうえで、身体の欠損または損なわれた身体機能を補う用具の購入又は修理に要した費用の額を、対象者の家計の負担能力に応じて支給します。

日常生活用具

問い合わせ:福祉介護課 ☎0747-52-5513

在宅の重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人に対して、日常生活の便宜を図るため日常生活用具の給付または貸与を対象者の家計の負担能力に応じて支給します。

発達障がいサポートブック「リンクぷらす」 問い合わせ:福祉介護課 ☎0747-52-5513

障がいのある人や家族の現状、成長過程を関係者で共有、活用することにより、本人を中心とした総合的な支援ネットワークによる支援が可能となるよう作成されたツールです。

◆内容

- ・関係機関の連絡先や制度の紹介が掲載されています。
- ・障がいのある人の基本情報のほか、生育歴や治療歴、相談機関への相談歴、生活の様子などを記録することができます。

◆取得方法

町ホームページからダウンロードできます。また、福祉介護課窓口にも置いています。

9. けが・病気のときは

子ども医療費助成

問い合わせ：人権住民保険課 ☎0747-52-5528

8ページをご覧ください。

病後児保育室 「にじ」

問い合わせ：未来樹内・病後児保育室 「にじ」

☎0747-58-8288

病気やケガの回復期にあるお子さんで、集団での生活が困難な場合に、看護師と保育士が一時的にお預かりし、保育者の子育てと就労の両立を支援する制度です。

◆基本情報

実施場所	大淀町子育て支援拠点施設 未来樹内 病後児保育室「にじ」
対象児	満1歳～小学3年生まで
定員	1日につき、4人

- ・利用にはあらかじめ登録が必要です（右記のQRコードから登録してください）。
- ・まず、電話で空き状況を確認してください。
- ・利用前にかかりつけ医を受診し、病後児保育室の利用について診察を受け、医師連絡票（有料）にて利用が可能であることの診断が必要です。



◆利用料金

所得税及び住民税の課税状況により、2,000円・1,000円・無料の3段階になります。
※布団リース代、給食・おやつ代が別途必要になります。

小児救急医療電話相談

夜間や休日など病院の開いていない時間に急に子どもの体調が悪くなった・・・
すぐに病院に行けばいいのか、朝まで様子をみてもいいのか判断に迷ったときは、小児救急医療電話相談を利用してください。看護師（必要に応じて医師）が電話で相談に答えてくれます。

◆相談日時

平日	18:00～翌8:00
土曜	13:00～翌8:00
日曜・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	8:00～翌8:00（24時間）

◆相談電話番号

プッシュ回線・携帯電話からかける場合	#8000（全国同一短縮番号）
ダイヤル回線・IP電話からかける場合	0742-20-8119

◆対象者

奈良県内に住む15歳未満の子ども及びその家族

休日夜間応急診療所

令和7年4月1日現在

診療所名	所在地	電話番号	診療科目	診療受付時間 (休日は原則、日・祝・年末年始)	
橿原市 休日夜間 応急診療所	橿原市畝傍町 9-1 (橿原市保健センター 北館 1 階)	(0744) 22-9683	内科	平日 土曜	21:00~23:30
				休日	9:30~11:30 12:30~23:30
			小児科	平日 土曜	21:00~翌 5:30
				休日	9:30~11:30 12:30~翌 5:30
			歯科	休日	9:30~11:30 12:30~15:30
桜井市 休日夜間 応急診療所	桜井市粟殿 1000-1 (桜井市保健福祉センター 1 階)	(0744) 45-3720	内科	木曜	21:30~23:30
				休日	10:00~14:00 18:00~22:00
			小児科 (要問合)	休日	10:00~14:00 18:00~22:00
御所市 休日応急診療所	御所市 774-1 (いきいきライフセンター内)	(0745) 65-1416	内科 小児科 (要問合)	休日	9:30~11:30 13:00~15:30
五條市 応急診療所	五條市野原西 5 丁目 2-59 (五條病院内)	(0747) 24-0099	内科 小児科 (要問合)	休日	9:45~14:30

※詳細は各診療所に問い合わせてください。





地域子育て支援センター「めばえ」

問い合わせ：未来樹内・地域子育て支援センター「めばえ」

☎0747-58-8222

育児相談・情報提供を通して、子育てと成長の喜びを感じることのできる「楽しい子育て」のお手伝いをしている場です。

支援センター活動

色々なテーマの講座や季節に合った遊びを通して、子ども同士やお母さん同士が交流できる場になっています。
毎週水曜日：みどりクラス
毎週金曜日：ふたばクラス
活動時間：午前10時から2時間程度



支援センター自由開放

親子やお友達と自由に遊んでください。
水・金曜日：午前9時30分～正午、
午後1時～午後3時30分
月・火・木曜日：午前9時30分～午前10時
午後1時～午後3時30分

地域子育て支援センター「めばえ」

住所：下淵353-1
(大淀町子育て支援拠点施設未来樹内)
電話：0747-58-8222



町立児童センター

町立児童センターは、主に小学生の遊び場として、また学びの場として放課後や土曜日などに多くの子どもが交流をふかめています。年間をとおしてさまざまな活動を行っています。詳しくは、児童センターに問い合わせてください。

活動内容

習字教室（月4回）、そろばん教室（月6回）、
おもちゃ病院（月1回）、
夏のお楽しみ会、クリスマス会、
体験学習（アイスクリーム作りなど）、
世代間交流（調理実習）、
チャレンジマーケットサークル、
子ども会交流会軽スポーツ大会 など



開館時間：午前8時30分～午後5時15分
※開放は5時までです
休館日：日曜日、年末年始、祝日
住所：大淀町下湊1298-1
電話：0747-52-8319

発行：2019年1月(2025年3月改訂)
発行者：大淀町住民福祉部健康こども課